

令和4年第1回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和4年1月28日(金) 9時30分開始
- 2 会 場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|---------|----|
| 教育長 | 小 西 啓 二 | 出席 |
| 1 番 | 池 田 良 枝 | 出席 |
| 2 番 | 中 田 美 穂 | 出席 |
| 3 番 | 小 出 哲 義 | 出席 |
| 4 番 | 小 城 和 之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|---------|
| 総務学事課長 | 貞 盛 倫 子 |
| 総務学事課 | 重 安 千 陽 |
| | 中 川 香代子 |
| | 瀬 川 隆 司 |
| | 錦 戸 宏 泰 |
| 生涯学習課長 | 吉 村 隆 宏 |
| 生涯学習課 | 安 藤 好 博 |
| | 山 田 隆 司 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第1回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日1月28日一日限りとしします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第1号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

議案第2号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第1号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」及び日程第3「議案第2号 大竹市社会教育委員の委嘱について」の2件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まずは、大竹市青少年問題協議会委員の委嘱についてです。本議案は、地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱するものです。

このたび、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱しようとする方は、岩崎静穂様です。岩崎様は、一般社団法人大竹青年会議所の専務理事であり、一般社団法人大竹青年会議所の役員交代に伴い、前任の森田進也様に代わり、後任の者として一般社団法人大竹青年会議所に委員の推薦を依頼したところ、岩崎様を推薦していただくこととなり、本人から就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。

なお、任期につきましては、大竹市付属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっていますので、令和4年2月1日から令和5年6月30日までとなります。

続いて、大竹市社会教育委員の委嘱についてです。本議案は、社会教育法第15条及び「大竹市社会教育委員条例」第1条の規定に基づいて、大竹市社会教育委員として委嘱するものです。

このたび、大竹市社会教育委員に委嘱しようとする方は、岩崎静穂様です。一般社団法人大竹青年会議所の役員交代に伴い、前任の河内信治様に代わり、後任の者として一般社団法人大竹青年会議所に委員の推薦を依頼したところ、岩崎様を推薦していただくこととなり、本人から就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。

なお、任期につきましては、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっていますので、令和4年2月1日から令和5年5月31日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 大竹市立学校教職員ストレスチェック制度実施要綱の制定について

小西教育長 日程第4「議案第3号 大竹市立学校教職員ストレスチェック制度実施要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度から、大竹市立学校教職員において、努力義務とされているストレスチェックを実施するに当たり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定しようとするものです。

ストレスチェックは、労働安全衛生法第66条の10に定める、心理的な負担の程度を把握するための検査で、常時使用する労働者数が50人以上であれば義務、50人未満であれば努力義務とされています。

これまで実施はしていなかったことに対し、法的に問題はありませんが、県内

でほとんどの市町が実施していることを受け、大竹市立学校教職員のために、努力義務ではありますが、実施するものです。

第2条で、ストレスチェック制度の目的等を定めています。

ストレスチェック制度は、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とするものです。また、教職員は、ストレスチェックを受ける義務はありませんが、特別な事情がない限り、全教職員が受けるよう努める必要があります。

ストレスチェックの結果は、直接本人に通知され、本人の同意なく教育委員会が結果を入手することはありません。本人の同意により教育委員会が入手した結果は、本人の健康管理のために使用します。

第7条で、対象者を定めています。大竹市立小学校及び中学校に常時勤務する教職員が対象です。ただし、休職や休業や病気休暇中の者は除きます。令和4年度は、150名を想定しています。

第8条で実施方法を定めています。公立学校共済組合が運営するシステム上の調査票を用いて、オンラインで行います。全国の多くの教職員は、この公立学校共済組合によるストレスチェックを受けています。なお、その結果は、オンラインのシステムに表示され、勤務時間中にストレスチェックを受けることとし、校長は教職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮することとしています。

第15条と第16条で、医師の面接指導について定めています。なお、この時間も、勤務時間内に行います。入力の結果、医師による面接指導が必要と判定された場合は、そのことがオンライン上のシステムに表示されます。表示された教職員が医師の面接指導を希望する場合に、システム上で面接指導の申出を行うと、総務学事課が面接指導医と面接指導の実施日時及び場所について、文書などで通知をします。通知に際して、第三者にその教職員が要面接者であることが知られることがないよう配慮します。

面接指導医は、面接指導終了後概ね1か月以内に、面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書、別記様式第1号を教育長に提出します。「面接指導結果」と「就業上の措置」を記入していただくことになります。書式は任意ですが、大竹市医師会と協議し、産業医の先生が実際に使用しておられる書式を用いることとしました。

第17条で、面接指導結果を踏まえた措置の実施について定めています。校長は、面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が面接指導医から提出され、就業上の措置を実施する場合は、当該教職員に対して、就業上の措置の内容及びその理由について説明を行います。

第19条から第21条までで、ストレスチェックの集計及び分析について、定めています。

教育委員会は、個人の結果は許可がない限り分かりませんが、学校毎の集計や分析結果は、個人の特定に結びつかないような形で、共済組合からもらいます。

それを学校毎に校長に提供し、校長は、集計及び分析結果に基づき、必要に応じて職場環境の改善のための措置の実施を行います。

第28条から第29条までで、記録の保存について、定めています。ストレスチェックの結果及び面接指導結果に関するものは、5年間保存します。

第22条から第24条までで、情報の開示や苦情申し立てについて、定めています。

第31条で、教育委員会がストレスチェック実施に際し、教職員に行ってはならない不利益な取り扱いについて、定めています。

施行期日は、令和4年4月1日です。

小西教育長 第7条に規定している常時勤務者とは、どこまでの範囲をいうのか、説明をお願いします。

事務局 常勤である本務教職員、臨時採用の教職員をいい、非常勤である教職員は除きます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 ストレスチェックや面接指導の結果が教職員本人だけにしか確認できないのであれば、校長はどのように関わっていくことができるのか教えてください。

事務局 各結果は本人の同意なしに得ることはできませんが、校長は、学校全体のストレスチェックの結果を集計したデータは得ることができ、活用することができます。

池田委員 本人の同意がなければ、個人を特定するデータを得ることができないのであれば、特定の個人に働きかけることができないのではないのですか。ストレスチェック制度のより有効な活用はできないのですか。

事務局 ストレスチェック制度は、自身のストレスへの気づきを第一としています。今までに行っていないので、自身のストレスに気づいてもらうことができるのではないかと考えています。校長は、普段から各教職員の状況を見ているので、それに加えて、このストレスチェック制度を取り入れていくことになります。

池田委員 自分でも気づかないことは、他人も気づきにくいと思います。管理職には、学校全体のストレスチェックの結果が分かるのであれば、学校全体の職場環境を改善していってもらい、普段から面接等を通じて、教職員のストレスに気づくようにしていってほしいです。

小城委員 別記様式第1号は、医師が記入するものですか。

事務局 医師が、面接指導を通じて、記入するものです。

小城委員 意見書に、4か月の休業を要すると記入された場合、学校側はどのように対応されますか。

事務局 あくまでも意見書なので、これを基に本人の状態を再度確認して、必要であれば病休の手続きを取ってもらうことになります。また、県の教育委員会との協議も必要になります。

中田委員 ストレスチェック制度を取り入れることは、良い取り組みだと思います。ストレスは、自分自身でも気づかないことがあると思うので、ストレスの芽を早めに摘むことができると思います。

小 出 委 員 令和4年度に、対象者を150名としているのは、どうやって算出したものですか。

事 務 局 大竹市立小・中学校の常勤の教職員数が120名で、人事異動等を考慮して多めに見積もって150名としています。

池 田 委 員 オンラインでストレスチェックを受けるとされていますが、オンラインで受けるのは難しいのではないですか。

事 務 局 インターネットでサイトにアクセスして、項目を選んでいくという簡単なものなので、時間もそれほどかかるものではないので、難しくはないと思います。

小 城 委 員 別記様式第1号のストレスチェック結果の点数は、何点満点ですか。

事 務 局 質問項目ごとに点数が割り振られているので、入力後に自分が何点だったかは分かりますが、医師が実施者であり、何点になったら要面接者とされるかなどの基準は示されていません。

小 城 委 員 点数化されているので、どの医師が実施しても同じ基準になるのではないですか。

事 務 局 就業上の措置に係る意見書を記入してもらうために、共済組合の医師が実施するので、実施する医師により違いが大きく出ることはないと思っています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号 大竹市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

小西教育長 日程第5「議案第4号 大竹市長の権限に属する事務の一部の補助執行について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本議案は、大竹市長の権限に属する事務の一部の補助執行について、大竹市教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる事務から一部の事務を除くことについて、地方自治法第180条の2の規定により大竹市長から協議の申し出がありました。

本議案の提案理由ですが、平成18年6月1日から栄公民館に「栄サービスコーナー」を設置し、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付事務を、教育委員会が事務委任されています。

住民サービスの向上、窓口業務の負担軽減及びコスト削減の観点から、令和4年3月1日から各種証明書が、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で取得できる、「コンビニ等交付システム構築事業」を進めることとなり、「栄サービスコーナー」は令和4年2月28日をもって終了することとなりました。

については、栄公民館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関する事務を、教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる事務から除く事に対して、市長から協議の申し出がありましたので、これに同意したいと考えています。

なお、「栄サービスコーナー」は、水曜日、土曜日、日曜日及び休館日を除く、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午前9時から午後4時までを交付時間とし、交付事務を継続してきました。

昨年3月に住民向け説明会を実施し、その後、栄公民館内に「栄サービスコーナーの終了について」のチラシを設置するなどし、周知を図っていて、特に利用者から苦情等はありません。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 公民館では、大竹会館でも住民票の写し等の交付を行っていたと思いますが、他の公民館でも行っていますか。

事務局 大竹会館には、館内に大竹支所があるので、そこで行っています。また、玖波公民館にも、館内に玖波支所があり、そこで行っています。両方とも、引き続き住民票の写し等の交付を行っていくことになります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第1号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について

小西教育長 日程第6「報告第1号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この報告は、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、大竹市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由です。広島県立学校職員服務規程施行細則、昭和55年広島県教育委員会教育長訓令第6号及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則、平成7年広島県人事委員会規則第1号の一部改正に伴い、職員本人の押印を不要とする変更や、家族の看護等に係る特別休暇の対象者変更を行う必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものです。

改正点について説明します。

別記様式第1号では、氏名変更届の職員本人の押印を削除しました。

別記様式第3号では、年次有給休暇簿の届出者印の列を削除しました。

別記様式第4号では、特別休暇簿の、職員本人の押印を削除するとともに、特別休暇第15号、家族の看護等に係る休暇について、対象者である子どもの定義

を、義務教育終了前と終了後の2パターンから、義務教育終了後を、義務教育終了後満18歳に達する日以後最初の3月31日まで、いわゆる高校卒業までの者、いわゆる高校卒業までのうち障害者手帳等の交付を受けている者、それ以外の3パターンに別れました。

これによって、治療や看病、予防接種や、学校等の臨時休業や、学校等の行事への出席について、より休暇が取得しやすくなるよう変更をしました。

別記様式第5号の年次有給休暇届及び別記様式第6号の特別休暇承認申請書の様式中の学校長本人の押印を削除しました。

別記様式第7号の休暇簿（第1号介護休暇用）及び別記様式第7号の2の休暇簿（第2号介護休暇用）の様式中の職員本人の押印を削除しました。

別記様式第8号の第1号介護休暇承認（取消）申請書及び別記様式第8号の2第2号の介護休暇承認（取消）申請書の様式中の学校長本人の押印を削除しました。

別記様式第8号の3の休暇簿（介護時間用）の様式中の職員本人の押印を削除するとともに、取消欄中請求者押印の列を削除しました。

別記様式第8号の4の休暇簿（介護支援部分休暇用）及び別記様式第9号の休暇簿（子育て支援部分休暇用）の様式中の職員本人の押印を削除するとともに、裏面において取消欄中請求者押印の列を削除しました。

別記様式第10号の職務専念義務免除承認簿及び別記様式第11号の普通研修承認簿の様式中の職員本人の押印を削除しました。

別記様式第12号の職務専念義務免除等承認願及び別記様式第13号の研修報告書の様式中の職員本人の押印を削除しました。

別記様式第14号の出張承認願中の学校長本人の押印を削除しました。

別記様式第15号の旅行届及び別記様式第16号の兼職兼業等従事等許可願の様式中の職員本人の押印を削除しました。

なお、この訓令は、県の規則改正とあわせ、令和4年1月1日から施行します。

また、学校現場においては従前の様式をあらかじめ印刷して使用している実態があることから、この訓令の施行の際、改正前の小中学校勤務規程の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるとしていません。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 様式によっては、申請者の欄が、学校名・職氏名となっているものもあれば、学校長・氏名となっているものもあります。様式として、記載を統一することは考えられませんか。

事務局 校長名で出す必要がある様式は、学校長・氏名となっています。

小城委員 同じ内容のものでも、一般の教職員と校長で、提出する書類が違うものがありますか。

事務局 そういったものもあります。

小出委員 押印の省略は、時代の流れかと思います。休暇を取るのにも、多くの書類が必要なのだと感じました。1つの様式で済むものも、少し形を変えて別の様式になっているものもあります。もっと事務の簡略化が出来れば良いと思います。

事務局 大竹市の様式で、簡略化できるものはしています。県の様式では、もっと多くの書類を求めるものも、市では1枚にまとめるなどしています。今後も、簡略化できるものはしていきたいと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第2号 令和4年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第7「報告第2号 令和4年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和3年第8回及び第12回定例会において、令和4年度に使用する特別支援学級用の教科用図書を採択していただきましたが、その後廃版や品切れとなったことが判明したため、新たに採択する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので、報告するものです。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条により、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、ほかに適切な教科用図書を使用することができるとされています。

この一般図書は、令和4年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料に記載された一覧表の本の中から、その子の実態に最も適切であるものを選んでいきます。

しかし、年末に、文部科学省から、廃版や品切れのため供給できなくなった一般図書の一覧が示されました。すでに採択をしていた一般図書と照合したところ、小学校では道徳として、世界文化社発行の「ワンダー4さいのおはなし3 思いやりの心を育てるお話」が、中学校では国語として、講談社発行の「決定版心を育てる初めての伝記」と、地図として、小学館発行の「21世紀こども地図館」と、保健体育として、フレーベル発行の「図鑑ナチュラ ひとのからだ」の4冊が、供給されないことがわかりました。

よって、この4冊のかわりを、急きょ再度選定しなおしたところ、すでに採択している教科用図書の中に適したものはありませんでした。

教科用図書の採択は、基本は前年度の8月31日までに行うべきですが、今回は同条第2項の9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要が生じた場合に該当し、教育長において処理し、この場でご報告します。

選定理由について、説明します。小学校道徳については、話の内容が本児にとって身近なことが多いので、興味をもって学習することが期待できることから、

小学館発行の「おひさまセレクション勇気をくれるおはなし16話」を採択しました。

中学校国語については、読解して内容理解を深めるのに適切であるため、講談社発行の「齋藤孝のイッキによめる！名作選小学3年生新装版」を採択しました。

中学校地図については、イラストマップ、衛生写真、図版なども豊富に収めており、また、地球環境問題などのテーマも取り上げられており、生徒の興味や好奇心をひくものになっているため、国土社発行の「地図っておもしろい！2 地図を読めるようになろう」を採択しました。

中学校保健体育については、体の変化の学習するために適切であるため、エイデル社の「あっ！そうなんだ！性と生幼児・小学生そしておとなへ」を採択しました。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 小学校の道徳で、元々採択されていたのは何という図書ですか。

事務局 「ワンダー4さいのおはなし3 思いやりの心を育てるお話」という図書です。

池田委員 詳しい内容は分かりませんが、元の図書と内容に違いがあるのではないのでしょうか。

事務局 新たに採択された図書は、勇気にまつわる話に関して、その他色々な話があります。あと一歩踏み出す勇気が出ない子が、大人達のサポートを受けて、一歩踏み出せたという図書です。周りの人々の思いやりの気持ちを踏まえて、選ばれた図書になっています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

協議・報告事項 新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応状況等について

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応状況等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、1の「大竹市内小中学校における児童生徒及び教職員の感染状況について」です。

1・2学期の市内小中学校の感染者数は7名でしたが、3学期に入ってから感染者が急増しています。1月25日現在の、各校の感染者数は表のとおりです。1月27日現在では、玖波小学校及び大竹小学校が1名ずつ増えて、市内小中学校で42名の感染者が出ています。

このうち、玖波小学校が同一のクラスで複数の感染者が出たため、保健所と

学校医の指導のもと、1月25日から1月29日の間を学級閉鎖としこの間に、当該学級の児童にPCR検査を実施しました。

次に、2の「修学旅行の実施状況について」です。

各校の日程及び行き先は、表にあるとおりです。玖波中学校を除く5校については、10月から12月の間に実施することができました。

玖波中学校は、1月末に佐賀・長崎県方面への修学旅行を予定していましたが、まん延防止等重点措置の集中対策期間となったことから、3月に延期しています。

次に、3の「学校におけるコロナウイルス感染症対策等について」です。新型コロナウイルスに係る対応について、学校へ通知した内容について説明します。

まず、(1)の「まん延防止等重点措置の適用に伴う新型コロナ感染防止のための集中対策期間における対応について」です。広島県にまん延防止等重点措置が適用されることに伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策が実施されることを受け、各学校に感染対策の徹底を図るように通知をしました。

基本的には文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」におけるレベル2の行動基準に基づいて、感染対策を行うこととしています。それに加えて、重点的に対策を行う必要があることとして、4つの項目を挙げています。授業については、原則、対面での授業とすること、グループワークや実験観察、管楽器演奏などのように、感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動については、実施をしないこととしています。

部活動については、感染リスクを低減させた上で、活動を平日の放課後のみとする、また、学校行事については、校外における活動は行き先の感染状況等を踏まえて慎重に実施を検討することや、校内の学校行事については、感染リスクの高い活動を実施しないこと等としました。

このたび、集中対策期間が延期されたことから、2月20日までこうした対策を継続していきます。

続いて、「学校における新型コロナウイルス感染症発生時の対応について」です。この通知は、学校で新型コロナウイルスの陽性者が判明した時の対応について示したものです。

これまでは、陽性者が判明した時には、校内消毒や接触者全員を対象としたPCR検査を行うため、速やかに臨時休業の措置をとっていました。しかし、これまでの状況からみて、マスクを着用したケースでの感染が極めて限られていることを踏まえ、広島県西部保健所との連携の結果、今後、PCR検査は原則として濃厚接触者のみ行うことにしました。そして、臨時休業については、濃厚接触者へのPCR検査後に感染者が確認されるなど、校内の状況から判断して行うことにしました。その際には、接触者や感染状況を踏まえて、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業のいずれかの措置を行うこととし、学校を閉じる範囲や期間については、広島県西部保健所や学校医等の指導を受けて決定します。

こうした対応について、保護者にご協力いただくために、お知らせを各校で配布しています。なお、学級閉鎖等の措置をしない場合も、校内の消毒はしっかりと行っています。

ここまで、多くの学校で陽性者が出ていますが、学校ではマスクを着用して生活していることから、西部保健所や学校医からの指導により、いずれの学校でも濃厚接触者はいないとの判断となっています。このため、玖波小学校を除いて、学級閉鎖等の措置はとっていません。玖波小学校については、先にお伝えしましたように、同じクラスで同時期に複数の感染者が発生したことから、西部保健所と学校医の指導のもとに学級閉鎖を行い、当該学級の児童についてはPCR検査を実施しました。

これからも、基本的な感染対策を徹底しながら、子どもたちが健康で安全に学校生活が送れるようにしていきたいと考えています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 感染者が急増しています。施設などで感染者が出た場合、施設の管理者が濃厚接触者を決めるようになったというのを、テレビで見ました。学校ではどのようにされていますか。

事務局 県から正式な通知があったわけではないので、独自に決めるということはありません。保健所と連絡がつかない場合は、校医と相談して、濃厚接触者を特定しています。マスク無しで1メートル以内に15分以上いることが、濃厚接触者の定義ですが、マスクを着用して生活していて、給食のときも前を向いて黙食しているので、濃厚接触者はほとんど出ていません。

中田委員 中学校は高校受験があるので、心配している保護者が多いです。いつ収束するかわからないので、今後に繋げる意味も含めて、オンライン授業をすぐにできる体制を築いていてもらいたいです。

事務局 全ての学校ではありませんが、学校によっては、中学3年生は、保護者の希望でタブレットを持ち帰って授業を視聴できる状態になっています。また、授業を視聴することにより、誰が感染したのか特定されるという理由で、希望されない保護者もいるので、プリントを配って持ち帰ってもらう学校もあります。小学校は、まだ持ち帰りの体制が整っていないので、整えていきたいと思っています。

池田委員 感染した生徒だけでなく、感染するのが怖いので、中学3年生が長期に欠席するケースもあると聞きますので、オンライン授業ができる体制を整えてもらいたいです。

小城委員 感染することは怖いですが、これだけ感染が拡大する状況では感染するのも仕方がないと思います。同じくらい風評被害も怖いので、親が子どもを鼻風邪程度で学校に行かせないケースもあります。風評被害を抑える必要がありますので、学校を休ませる基準や指針などを示すことはできませんか。

事務局 文科省が、学校衛生管理マニュアルを作成しています。それに基づいて、本人の風邪だけでなく、家族の風邪もできれば休ませるようにお願いしています。そのことについて、学校も保護者に発信していると思います。

小城委員 マニュアルの内容は、親に浸透しているのでしょうか。自分の子どもが通っ

ている学校からは、特に示されていません。保護者に伝わるようにしていかな
いといけないのではないのでしょうか。

中 田 委 員 学校ごとにバラバラでは、保護者に浸透していかないと思います。小方中学
校では、家族に風邪症状がある場合でも休ませるようにメールで呼びかけを
しています。発信の仕方が、市内で統一されれば良いのではないのでしょうか。

小西教育長 ちゃんと根拠を示して発信する必要があると思います。感染者の自宅待機期
間も、10日から7日に変わるという報道もされているので、状況の変化に注
意していく必要もあると思います。

他に質疑はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 それでは、質疑・ご意見がないようですので、協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、
字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委
任されたいと思います。異議ありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育
長で行います。

これにて、令和4年第1回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 10時40分】

.....